



2022年8月12日

各 位

会 社 名 日野自動車株式会社
代表者名 取締役社長 小木曾 聡
(コード 7205：東証プライム、名証プレミア)
問合せ先 渉外・広報領域長 (兼 渉外広報部長)
橋本 博 (TEL. 042-586-5494)

米国における当社及び当社米国子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社、当社の子会社である HINO MOTORS MANUFACTURING U. S. A., Inc. 及び HINO MOTORS SALES U. S. A., Inc. (以下「当社ら」と総称します。)並びに当社の親会社であるトヨタ自動車株式会社は、2022年8月5日(現地時間)付で、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所マイアミ支部 (United States District Court Southern District of Florida Miami Division) において訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)を提起されましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

原告らは、当社ら及びトヨタ自動車株式会社に対して、米国内で販売された当社の2004年から2021年モデルのトラックを購入した者又は賃借した者を代表する暫定的な集団訴訟として、過去の不正行為等に起因して損害を被ったなどと主張して、本件訴訟を提起しております。

2. 訴訟を提起した者の概要

- (1) EXPRESS FREIGHT INTERNATIONAL (所在地：米国フロリダ州)
- (2) EFI EXPORT & TRADING CORP. (所在地：米国フロリダ州)
- (3) MARDERS (所在地：米国ニューヨーク州)
- (4) REDLANDS OFFICE CLEANING SOLUTIONS, LLC (所在地：米国カリフォルニア州)

3. 訴訟内容

本件訴訟の訴状によれば、原告らは、当社らに対して、損害賠償、懲罰的賠償、売買契約等の取消等を請求しております。本件訴訟の訴状においては、訴額が裁判管轄の基準額である500万米ドルを超える旨記載されていますが、原告らの具体的な請求金額は一切明らかにされていません。

4. 今後の見通し

当社らは、今後、訴状の正式な送達を受けた場合には、原告らの主張及び請求内容を精査したうえで適切に対処していく所存です。今後、当社又は当社の子会社もしくは関係会社は、本件訴訟と同種の訴訟を提起される可能性があります。

また、現時点では本件訴訟への応訴に伴う当社の業績への影響を合理的に算定することは困難です。今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上